

ご宴会・催事規約

当施設ではご宴会・催事のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下の通り定めております。

必ずご一読の上、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

1	適用範囲	<ul style="list-style-type: none">当施設が宴会、会議または催事(以下、宴会等と称します)及び宴会場の利用などに関して締結する契約は、この規約に定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。但し、個別の契約において当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。																																																															
2	宴会契約等の申し込み	<ul style="list-style-type: none">当施設に宴会等の申し込みをしようとする場合は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。1. 主催者名、ご担当責任者名及び住所・連絡先電話番号並びに宴会等の名称2. 開催日及び開催時間3. 人数及び内容、利用目的4. 申込金、精算金の支払日5. その他当施設が必要と認める事項 <p>・宴会等の内容より当施設よりお申込み金額が必要となる場合が御座います。その際は当施設より金額提示を致します。</p>																																																															
3	宴会契約等の成立	<ul style="list-style-type: none">宴会等契約は、当施設がご契約の申し込みを承諾したとき且つお申込み金を受領した時に成立するものとします。但し、申し込み金が必要でない場合は、当施設が申し込みを承諾した時に成立するものとする。																																																															
4	申込者からの契約解約	<p>・申込者のご都合により宴会契約の全部又は一部をご解約される場合には、下記の内容にてご精算させていただきますのでご了承ください。 (取り消し・変更いずれの場合も、手配が完了している(司会・コンパニオン・送迎バス・装花・看板等)実費諸費用に関しては、100%料金と税金を頂戴させていただきます。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">A.一般宴席の取り消し及び期日変更料</th><th colspan="2">B.展示会の取り消し料および期日変更料</th></tr><tr><th>取り消し</th><th>実費諸費用の請求</th><th>取り消し</th><th>実費諸費用の請求</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">開催日の61日前まで</td><td>取り消し</td><td>実費諸費用の請求</td><td>取り消し</td><td>実費諸費用の請求</td></tr><tr><td>変更</td><td>実費諸費用の請求</td><td>変更</td><td>実費諸費用の請求</td></tr><tr><td rowspan="2">開催日の60日から31日前まで</td><td>取り消し</td><td>会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求</td><td>取り消し</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の30%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td>変更</td><td>会場の宴会時間・会議室料の20%及び実費諸費用の請求</td><td>変更</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の20%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td rowspan="2">開催日の30日前から16日前まで</td><td>取り消し</td><td>会場の宴会時間・会議室料の40%及び実費諸費用の請求</td><td>取り消し</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の40%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td>変更</td><td>会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求</td><td>変更</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の30%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td rowspan="2">開催日の15日前から3日前午後9時まで</td><td>取り消し</td><td>お見積り金額の40%及び実費諸費用の請求</td><td>取り消し</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の50%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td>変更</td><td>お見積り金額の30%及び実費諸費用の請求</td><td>変更</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の40%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td rowspan="2">開催日の3日前から前日午後9時まで</td><td>取り消し</td><td>お見積り金額の50%及び実費諸費用の請求</td><td>取り消し</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の80%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td>変更</td><td>お見積り金額の40%及び実費諸費用の請求</td><td>変更</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の70%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td rowspan="2">開催日当日</td><td>取り消し</td><td>お見積り金額の100%及び実費諸費用の請求</td><td>取り消し</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の100%及び実費諸費用の請求</td></tr><tr><td>変更</td><td>お見積り金額の100%及び実費諸費用の請求</td><td>変更</td><td>会場の展示会時間・展示会室料の100%及び実費諸費用の請求</td></tr></tbody></table>		A.一般宴席の取り消し及び期日変更料		B.展示会の取り消し料および期日変更料		取り消し	実費諸費用の請求	取り消し	実費諸費用の請求	開催日の61日前まで	取り消し	実費諸費用の請求	取り消し	実費諸費用の請求	変更	実費諸費用の請求	変更	実費諸費用の請求	開催日の60日から31日前まで	取り消し	会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の30%及び実費諸費用の請求	変更	会場の宴会時間・会議室料の20%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の20%及び実費諸費用の請求	開催日の30日前から16日前まで	取り消し	会場の宴会時間・会議室料の40%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の40%及び実費諸費用の請求	変更	会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の30%及び実費諸費用の請求	開催日の15日前から3日前午後9時まで	取り消し	お見積り金額の40%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の50%及び実費諸費用の請求	変更	お見積り金額の30%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の40%及び実費諸費用の請求	開催日の3日前から前日午後9時まで	取り消し	お見積り金額の50%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の80%及び実費諸費用の請求	変更	お見積り金額の40%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の70%及び実費諸費用の請求	開催日当日	取り消し	お見積り金額の100%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の100%及び実費諸費用の請求	変更	お見積り金額の100%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の100%及び実費諸費用の請求
	A.一般宴席の取り消し及び期日変更料			B.展示会の取り消し料および期日変更料																																																													
	取り消し	実費諸費用の請求	取り消し	実費諸費用の請求																																																													
開催日の61日前まで	取り消し	実費諸費用の請求	取り消し	実費諸費用の請求																																																													
	変更	実費諸費用の請求	変更	実費諸費用の請求																																																													
開催日の60日から31日前まで	取り消し	会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の30%及び実費諸費用の請求																																																													
	変更	会場の宴会時間・会議室料の20%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の20%及び実費諸費用の請求																																																													
開催日の30日前から16日前まで	取り消し	会場の宴会時間・会議室料の40%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の40%及び実費諸費用の請求																																																													
	変更	会場の宴会時間・会議室料の30%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の30%及び実費諸費用の請求																																																													
開催日の15日前から3日前午後9時まで	取り消し	お見積り金額の40%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の50%及び実費諸費用の請求																																																													
	変更	お見積り金額の30%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の40%及び実費諸費用の請求																																																													
開催日の3日前から前日午後9時まで	取り消し	お見積り金額の50%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の80%及び実費諸費用の請求																																																													
	変更	お見積り金額の40%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の70%及び実費諸費用の請求																																																													
開催日当日	取り消し	お見積り金額の100%及び実費諸費用の請求	取り消し	会場の展示会時間・展示会室料の100%及び実費諸費用の請求																																																													
	変更	お見積り金額の100%及び実費諸費用の請求	変更	会場の展示会時間・展示会室料の100%及び実費諸費用の請求																																																													
5	料金の支払い	<ul style="list-style-type: none">精算は、当施設より提示しました総額に基いて指定期日までにお支払いいただきます。支払方法に関しては、当施設をお客様で取り決めた内容での支払方法となります。原則、現金又はクレジットカードのご精算となります。当日での支払方法の変更は出来ませんので、予めご了承の程よろしくお願致します。																																																															
6	有料人数の確認	<ul style="list-style-type: none">料理等を用意する人数(有料人数)は、開催日の7日前までに当施設担当係員にお知らせください。人数の最終変更は開催日の3日前午後9時までにお知らせください。これ以降の変更及び宴会等の開催日に出席された人数が有料人数より減少した場合でも、最終有料人数分の料金を頂戴させていただきます。																																																															
7	宴会時間と料金	<ul style="list-style-type: none">宴会場等を使用できる時間は、原則として午前11時から午後11時までとします。時間外のご使用については割増料金を加算させていただきます。宴会場等の使用について、契約時間(宴会時間)を超過した場合は追加室料が必要となります。ただし、会場の都合により、宴会時間の超過に応じられない場合もございます。宴会場等使用時に、当施設や指定の取引先以外のものを持込まれる場合は、所定の持込料金を頂戴いたします。																																																															
8	装飾・余興等の手配	<ul style="list-style-type: none">宴会等に関連する装飾・装花・音楽・音響・照明・余興・司会及びコンパニオン等は、当施設指定の取引先に手配させていただきます。申込者が直接当施設指定の取引先以外に依頼される場合は、事前に当施設にご連絡をいただき、承諾の後に依頼ください。当施設の承諾のもとに申込者が直接依頼された宴会等に関する装飾・余興等について、機材の搬入・搬出または看板サイズ、その他取り付け方法等、一定のルールに従って実施していただくこととなり、当施設より申込者が直接依頼された先に説明します																																																															
9	損害賠償	<ul style="list-style-type: none">申込者(申込者側の全ての関係者を含む)及び申込者が直接依頼された業者の方々には、当施設の什器・備品等を破損しないようご注意くださいようお願い致します。万が一、施設・什器・備品等に損傷等損害が発生いたしました場合は修復に関して施設よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、またはその損害賠償金をご負担いただきますようお願い致します。尚、当施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、施設側は一切責任を負いませんので十分にご注意ください。																																																															
10	当施設の契約解除権	<ul style="list-style-type: none">当施設は、次に掲げる場合においては、宴会等契約を解除することがあります1.出席者が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。2.宴会等への出席者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。3.宴会等への出席者が、当施設もしくは当施設の従業員に対し暴力的要求行為を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき。4.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会会場等を使用できないとき。5.宴会等への出席者が泥酔等により、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。6.他のお客様にご迷惑をおかけすると施設側が判断したとき。7.ご使用目的以外で利用されるとき。8.『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成3年法律第77号)による指定暴力団および指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等」という)<ul style="list-style-type: none">(1)暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員(2)暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員																																																															
11	禁止事項	<ul style="list-style-type: none">当施設内では、次に掲げる各項目につきまして禁止事項となっておりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。1.犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類等。2.発火または引火性の物品。3.悪臭・高音を発する物。4.風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動等5.備品等の移動6.当施設の設定・備品等の使用目的以外のご利用7.飲食物の当施設への持ち込み・当施設からの持ち帰り8.その他法令で禁じられている行為9.暴力団、及びその他反社会的勢力、並びにその関係者によるご利用、ご出席はご遠慮頂きます。 (ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合、その時点でご利用をお断りいたします)																																																															